

報道発表資料
平成 26 年 4 月 21 日
神戸地方気象台

旧笠形山無線ロボット雨量観測所におけるバッテリーの 投棄について

神戸地方気象台（当時は神戸海洋気象台）は、兵庫県神崎郡市川町の笠形山（かさがたやま）において平成 19 年まで無線ロボット雨量計による観測を実施しておりました。

無線ロボット雨量計は、観測機器及び無線装置の電源としてバッテリーを使用しておりましたが、そのうち昭和 58 年まで使用していたバッテリー（空気湿電池）が観測所周辺の土中に埋まっていたことが判明しました。

このことから、観測所跡地の土壌調査を行った結果、直下の土壌からは国が定める基準を超える水銀（無機水銀）が検出されましたが、周辺の水質調査においては水銀は検出されませんでした。

これらの結果を受け、神戸地方気象台では、現地の土壌の早急な原状回復に努めてまいります。

なお、本件につきましては兵庫県、市川町及び地区の代表者とも相談しながら対処し、平成 26 年 4 月 20 日には住民説明会を開催しております。

地域住民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしたことをお詫び申し上げるとともに、今後真摯に対応してまいります。

（本件問い合わせ先）
神戸地方気象台 防災管理官
078-222-8907

1 旧笠形山無線ロボット雨量観測所の概要

昭和 49 年、兵庫県神崎郡市川町上牛尾笠形神社山林内(同神社の南の尾根を約 100m 下がったやや開けた場所)に観測施設を設置し、平成 19 年 12 月に機器を撤去するまでの間、同地において雨量の観測を行っていました。なお、観測所設置場所は図 1 のとおりです。

今回、笠形神社山林内の旧観測所周辺について、バッテリーの撤去と同地の土壌調査及び水質調査を実施しました。

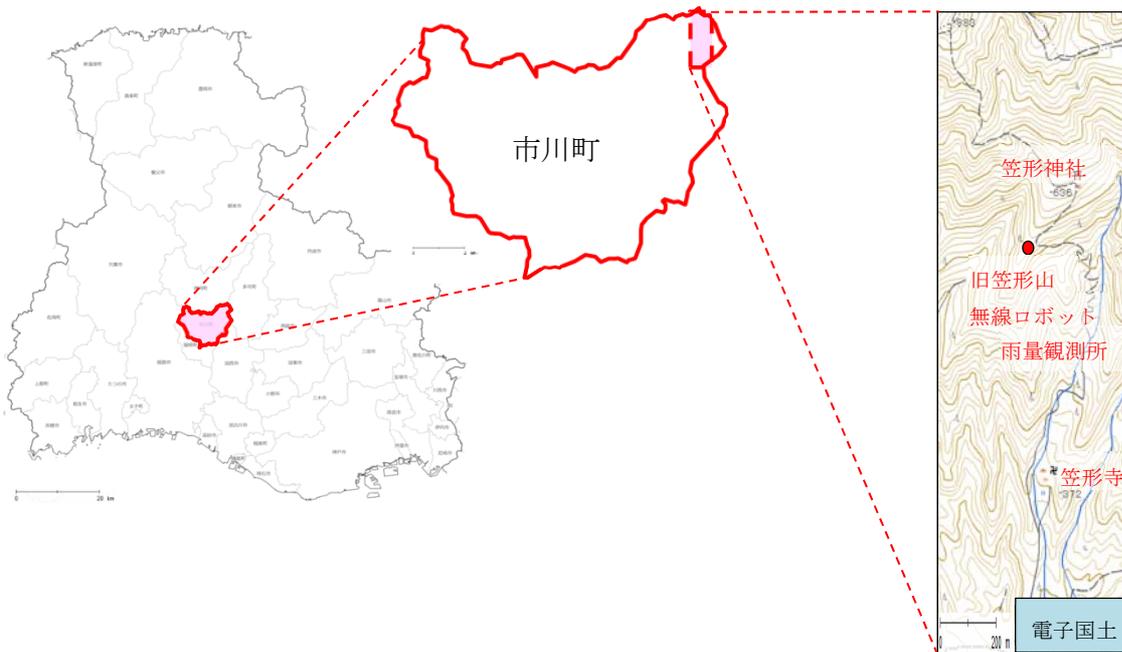


図 1：観測所設置場所

(国土地理院発行の白地図及び 2 万 5 千分の 1 地形図を使用)

2 土壌調査

平成 25 年 10 月 30 日、地区の代表者から神戸地方気象台へ通報があり、職員を派遣しバッテリーが土中に埋められていることを確認しました。また、このバッテリーに水銀が用いられている可能性があったため、バッテリーが土中に埋められた 7 箇所、南北方向に約 8 m × 東西方向に約 4 m の範囲について、バッテリーの撤去と土壌調査を実施しました(※ 1)。

結果、7 箇所のうち、水銀について「土壌溶出量基準(※ 2)」を超過したものが 6 箇所(0.0006～0.017 mg/L)、「土壌含有量基準(※ 3)」を超過したものが 2 箇所(16～26 mg/kg)ありました。また、検出された水銀は“無機水銀”でした。

(※ 1) 土壌の調査にあたっては、土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29

号)で定める基準(※2、※3)を指標として準用しました。また、その測定方法については、同施行規則第6条第3項第4号及び同条第4項第2号の規定に基づく平成15年環境省告示第18号及び第19号で定める方法を準用しました。

(※2) 土壌溶出量基準

土壌汚染対策法施行規則別表第3に掲げる基準：0.0005 mg/L以下(1日2ℓの地下水を70年間飲用した場合、10万人に1人の割合で健康被害のリスクが発生する値)

(※3) 土壌含有量基準

土壌汚染対策法施行規則別表第4に掲げる基準：15 mg/kg以下(1日100 mgの土壌を70年間摂取した場合、10万人に1人の割合で健康被害のリスクが発生する値)

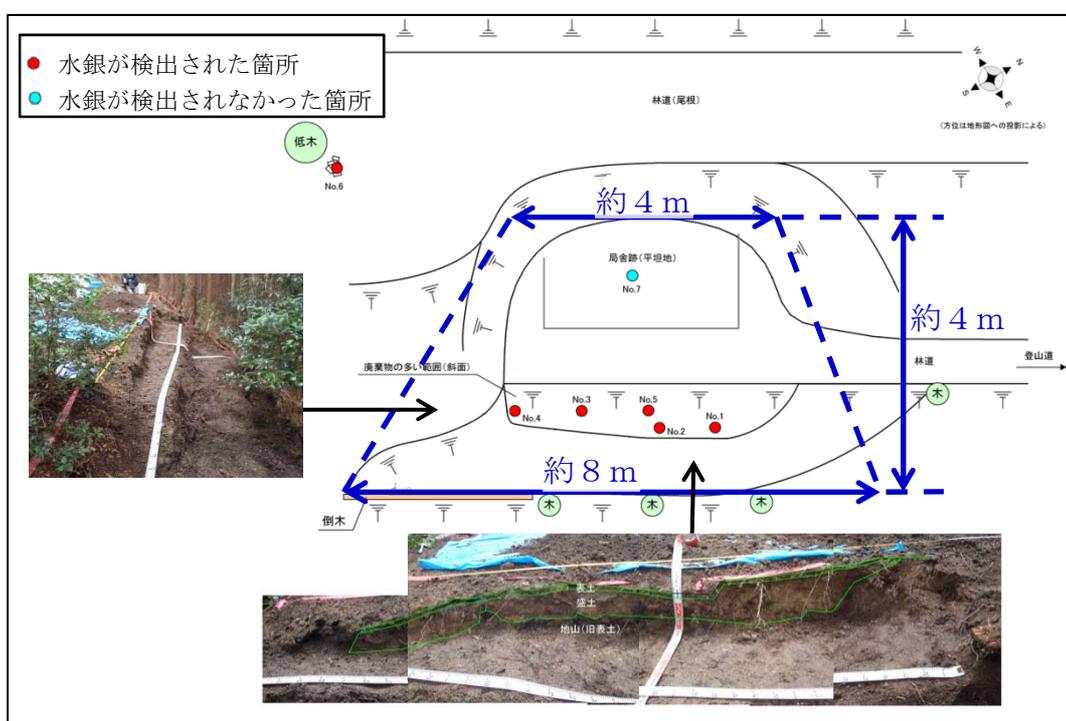


図2：土壌調査の実施箇所。バッテリーが土中に埋められていた7箇所を調査。

3 水質調査

バッテリーが埋められていた土壌から水銀が検出されたことから、周辺の水質を調査しました(※4)。

調査実施箇所は、土壌調査の結果を基に、市川町や地区の代表者と相談し、図3にある6箇所で行いましたが、何れの水からも水銀は検出されませんでした。

また、市川町水道局に確認したところ、市川町内の水道水の取水場所は笠形山から離れた場所(直線距離で10 km以上)であり、同町が平成23年度に実施した水道水の水質調査の結果(※5)からも、水銀は検出されていませんでした。

(※4)水質の調査にあたっては、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく昭和46年環境庁告示第59号で定める基準値（水銀：0.0005 mg/L以下）及び測定方法を適用しました。

(※5)水道水質データベース
(<http://www.jwwa.or.jp/mizu/index.html>)
で確認

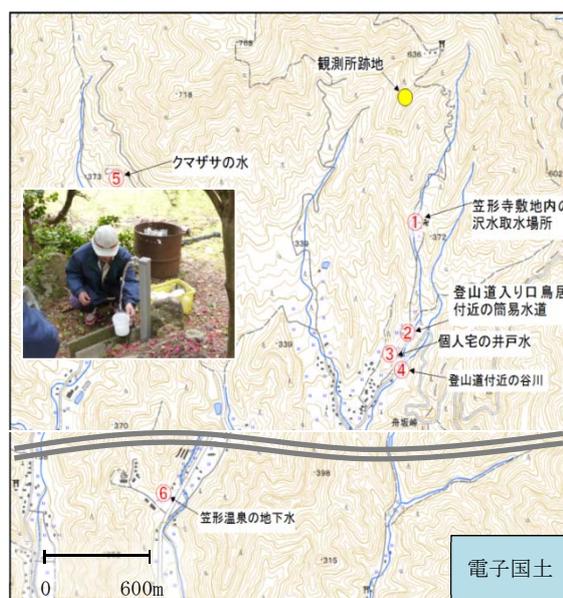


図3：水質調査実施箇所

(国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用)

4 今後の対処

市川町や地区の代表とも調整の上、水銀に汚染された土壌を入れ替える予定です。

なお、土壌汚染の入れ替えを実施するまでの間、水銀に汚染された土壌の飛散を防止するために、図4のとおりブルーシートを敷設（ペグ打ち及び土嚢袋で固定）し応急的な対策を施しています。



図4：飛散等の防止のためのブルーシートによる応急処置の状況